

正福寺樹木葬墓苑及び聖観音菩薩永代供養合祀墓の運用規則

第1条 総則

- 1 宗教法人正福寺（鳥取県西伯郡大山町茶畑238番地）の墓地である、正福寺樹木葬墓苑及び聖観音菩薩永代供養合祀墓は、正福寺運営委員会の任命による樹木葬運営委員会が経営・管理し、本規則を承認した人によって使用される。
- 2 当墓苑の代表者及び管理責任者は、樹木葬運営委員長があたる。

第2条 目的

- 1 聖観音菩薩永代供養合祀墓（合祀墓）は、焼骨又は分骨の埋蔵と永代供養を希望する人のために供する。
- 2 樹木葬墓苑は、墓石の代わりに樹木を植樹して、焼骨の埋蔵を希望する人のために供する。
- 3 樹木葬墓苑及び合祀墓は、「遺骨は自然に帰るもの」とする人に供するとともに、里山保護、自然保護に寄与する。
- 4 人々の安らぎと平和のために寄与する。

第3条 埋蔵方法

- 1 合祀墓、ケヤキ墓苑には、焼骨を粉骨して埋蔵する。
- 2 合祀墓は個別の埋蔵はしない。
- 3 樹木葬墓苑は、観音樹木墓苑、樹木墓苑、沙羅墓苑、桜墓苑、ばら墓苑、大山眺望墓苑、ケヤキ墓苑に区別する。
 - 1 観音樹木墓苑、樹木墓苑、沙羅墓苑は、区画内（墓所）に樹木を植樹し、その下に埋蔵する。
 - 2 桜墓苑、ばら墓苑、大山眺望墓苑及びケヤキ墓苑は、個別区画を設け、各区画内（墓所）に埋蔵する。
 - 3 各墓苑は、墓所ごとに番号を付し、樹木及び被埋蔵骨の位置を示す。

第4条 被埋蔵骨の返却について

当墓苑及び合祀墓は、被埋蔵骨に対し、いかなる人からの埋蔵に対する異議及び被埋蔵骨の返却の申し出に応ずる義務を負わない。

第5条 植樹する樹木について

- 1 植樹する樹木は、当墓苑の指定する樹木の中から申込人が選ぶ。
- 2 植樹された樹木の所有権は、当墓苑に帰属する。
- 3 植樹された樹木が、枯れたり折れたり、あるいは何らかの理由で消失した場合においても、当墓苑の責任は一切生じないものとする。ただし、自

然災害及び故意によらない場合は、当該樹木の苗木を当墓苑が新たに植樹する。

第6条 墓地使用料

使用者は、別途定めによる墓地使用料を契約日より2週間以内に支払わなければならない。この墓地使用料には永代供養料及び管理料を含むものとする。

第7条 墓地の使用

- 1 当墓苑及び合祀墓の墓地使用の権利は、「正福寺墓地使用契約」の締結と墓地使用料の納付をもって得るものとし、その権利は申込者及び、埋蔵実行者に有する。
- 2 使用者は、契約した墓所を、契約成立後、第11条、第12条の規定により契約が解除されない限り、以下の各項の通り使用することができる。
 - ①生前契約者の場合は、死亡時より32年間(33回忌)。ケヤキ墓苑の場合は16年間(17回忌)。
 - ②既死亡者の遺骨の場合は、契約成立時より32年間。ケヤキ墓苑の場合は16年間。
- 3 使用者は、経営者に届け出て、墓所内に樹木の植樹、経営者が承認している被埋蔵者の焼骨を埋蔵することができる。焼骨の埋蔵の際には、「埋葬許可証」又は、「改葬許可証」を提出しなければならない。
- 4 使用者は、植樹、焼骨の埋蔵その他、墓地本来の使用目的以外の目的のために墓所を使用してはならない。
- 5 使用者は、墓所の使用する権利を他人に譲渡し、又は他人に当該墓所を使用させてはならない。

第8条 埋蔵実行者(祭祀主宰者)の承諾と届出

埋蔵実行者(生前契約の場合は祭祀主宰者を生前指定)の承諾と経営者への届出を必要とする。また、住所等の変更がある場合は、速やかに届出ること。

第9条 墓地の管理

墓地及び墓所の管理は、樹木葬墓苑に相応しい形態で経営者が行う。ただし、使用者が墓所の清掃、除草等行うことは妨げない。

第10条 墓所の再契約

- 1 被埋蔵者の祭祀主宰者である子が同墓所を継続して使用したいときは、墓所の使用期限終了時の3年前までに同墓所の再使用契約を申し込むことができる。
- 2 前項の申し込みによる供養料は、再契約時のものとする。ただし、当契約の被埋蔵者の生存中に子(埋蔵実行者)自身が当墓所に埋蔵を希望する場合は、

規約第6条の別途規定による。

第11条 使用者による契約の解除

- 1 使用者である申込者は、埋蔵以前であれば書面をもっていつでも契約を解除できる。埋蔵実行者による契約解除はできない。
- 2 前項の場合においては、使用者はすでに支払った永代供養料の返還を請求することはできない。ただし、植樹を行っておらず、かつ焼骨を埋蔵していない場合において、経営者は当該墓地使用料の8割に相当する額を返還するものとする。

第12条 経営者による契約解除

- 1 経営者は、使用者が第6条による墓地使用料を所定の期日までに支払わなかったときは、書面をもって、契約を解除することができる。
- 2 前項に規定する場合のほか、使用者が次の各号の一に該当する場合には、経営者は書面をもって契約を解除することができる。
 - ① 第7条4項に規定する使用の目的に反して墓所を使用した場合
 - ② 第7条5項の規定に違反して墓所を使用する権利を他人に譲渡し、又は他人に当該墓所を使用させた場合。
 - ③ 第8条に規定する埋蔵実行者が墓所使用の権利を放棄した場合、又は埋蔵の義務を速やかに履行しない場合。
- 3 前項による契約解除の場合においても、墓地使用料の返還は行わない。

第13条 被埋蔵者の祭祀とその権限

- 1 被埋蔵者の供養は樹木葬運営委員会によって、回忌供養（1周忌、3回忌、7回忌、13回忌、17回忌、25回忌、33回忌）及び、永代供養を行う。
- 2 被埋蔵者の祭祀権限は樹木葬運営委員会に移譲するものとする。

第14条 使用期間の経過した墓地

前条2項の規定に基づき、使用期限の経過した墓所については、被埋蔵者の申込者、埋蔵実行者、祭祀主宰者及び、被埋蔵者の縁故者等の承諾を必要としないで、樹木葬運営委員長によって閉眼(魂抜き)供養を行う。

第15条 使用期間の経過した墓地の整地と永代供養

当該墓所の樹木は、正福寺所有の山林へ移植する。ただし、移植が困難と推測される樹木の処理については、運営委員会が決めることができる。また、当該墓所の土の一部を合祀墓に合祀し永代供養を行う。

第16条 契約は、次に掲げる場合において終了する。

- 一 第10条にもとづく再契約の申し出がなく、第7条2項による使用期間が終了したとき。
- 二 第11条、第12条の規定により契約が解除されたとき。

第17条 被埋蔵者等の個人情報保護

被埋蔵者ならびに申込者、埋蔵実行者、祭祀主宰者及び、植樹者等の個人情報保護は保護する。ただし、法律にもとづき強制権限を有する者からの調査については、法律にもとづき必要と認められる範囲において、情報の公開に応ずる場合がある。

第18条 埋蔵参加者及び植樹者の事故について

当墓苑及び合祀墓、また正福寺敷地内においての埋蔵参加者及び植樹参加者の所有物への物的損害、人身事故等に関して、正福寺及び経営者は、一切の損害賠償の責任を負わない。なお、参拝者、墓苑等見学者についても同様である。

第19条 附則

- 1 当運用規則の改廃は、申込者、埋蔵実行者、祭祀主宰者の承諾を得ることなく、樹木葬運営委員会において行うことができる。ただし、改廃された運用規則は、正福寺ホームページに掲載する。

ホームページアドレス <http://osamu3860.ec-net.jp/>

- 2 この運用規則に定められていない事項について樹木葬運営委員会は、この運用規則の精神にもとづいて処理することができる。
- 3 この運用規則の制定は、2006年1月22日の正福寺総代会による。
- 4 この運用規則は、2006年3月21日より発行する。
2008年2月11日に一部改定。
2008年12月19日に一部改定。
2010年 7月18日に一部改定。
2014年 8月 7日に一部改定
2016年 8月 7日に一部改定
2018年 1月12日に一部改定
2021年 5月10日に一部改定

備考 樹木葬運営委員長 渡辺大修（正福寺東堂）

689-3223 鳥取県西伯郡大山町茶畑 238 電話 0859-54-3860 FAX0859-54-5102